

令和２年度 第４回
京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会

日 時 令和３年２月２日（火）
午後６時００分～７時５０分
場 所 京都市御池創生館地下１階研修室

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から、第４回京都市持続可能なまちづくりを支える税財源のあり方に関する検討委員会を開催させていただきます。

事務局の京都市行財政局税務部長の林でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

それでは会議の成立に必要な定足数について確認をさせていただきます。

本日は京都信用金庫、増田寿幸委員が所用のため欠席されておられますので、常任の委員８名のうち７名の委員の皆様にご出席いただいております。委員総数の過半数を超えますことから、本検討委員会規則第３条第３項の規定に基づきまして、本日の会議が有効に成立することを御報告させていただきます。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置期間中の開催となりますことから、委員長以外の委員におかれましては、リモートでの御出席となります。

集密を避けるため広い会場とさせていただきました上で、座席の間隔をさらに広げるなど、対策を講じて開催させていただきます。

本日の会議は、京都市市民参加推進条例第７条に則りまして公開といたします。傍聴席を設けるとともに記者席も用意しておりますので、御了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記者をはじめ、傍聴される方へのお願いでございます。写真、テレビカメラでの撮影につきましては、議事運営の都合上、具体的な審議に入る前までとさせていただきます。御協力をお願い申し上げます。撮影を控えていただく際には、改めて御案内させていただきます。

また、先ほど申し上げました、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、マスクを着用するなど、咳エチケット等を心がけていただくとともに、咳や発熱などの症状がある方は傍聴を御遠慮いただいておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、緊急事態宣言による２０時までの開催時間制限を踏まえまして、本日の円滑な議事進行に格段の御協力をお願い申し上げます。

それでは、委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長

それでは、進めさせていただきます。委員の皆様よろしくお願ひいたします。最初に、本日の議事の内容については、次第に沿って進めさせていただきます。

本日の主要な議題は、議事に記載されているとおり、「答申案（パブリックコメント案）の議論」、これが中心的なものになります。

これまで検討委員会においては、「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」について、もしそれを税として導入するのであればということ、
「法定外税」ということを想定して議論をしてまいりました。

その際に、「負担を求める理由」、そして「課税の対象とその範囲」、そして、その「負担を求めるいくつかの方法」という、大きくいきますと3つの点について検討をお願いしてまいりました。

その上で、事務局をお願いして、これまでの議論も踏まえて、パブリックコメントにかける答申案という形で、現時点での一応の考え方、方向性というものをまとめていただきました。

本日はこの答申案について、委員の皆様議論をお願いしたいと考えております。

また、本日頂戴した意見については、そのすべてということにはならないと思いますが、必要な範囲で答申案を修正した上で、パブリックコメントに付すこととしたいと考えております。

それでは、本日の議事に入ってまいります。

記者をはじめとする傍聴されている方につきましては、以後、写真、テレビカメラでの撮影をお控えいただきますようお願いいたします。

それでは、本日の議事の答申案の議論に進みます。

前回の検討委員会において委員から出された資料3に示されている意見を踏まえて、本日議論をお願いする答申案について、資料の4-1と、そして、資料の4-2に、事務局によってまとめていただきましたので、まず最初に説明を事務局からお願いします。よろしくをお願いします。

（事務局から資料3～資料4-2を説明）

○委員長

ありがとうございました。

非常に的確に要領よく御説明いただきました。ありがとうございました。

それでは、これから委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

これまでの委員会においてお願いしてまいりましたように、今日も全ての委員の皆様から御意見を頂戴できればありがたいと思っております。

あまり時間もないかもしれませんが、従前どおり順次私から委員の方に御発言をお願いしたいということで指名をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

御発言は何なりと自由にさせていただきたいと思っておりますけれども、ただ今事務局から説明がありました、今回のパブリックコメントの案として今の段階でま

とまっているものに対しての内容に関するコメントやあるいは質問を中心にお話し願えるとありがたいと思っております。別に難しい話でなくても、例えば表現上このような表現をすればよいのではないかといったことも含めてお話しいただければと思っております。そういった形で順次お話しをお願いしたいと思っております。

それでは、これまでの順番どおりということになるかと思いますが、お願いいたします。

○委員

皆様聞こえますでしょうか。大丈夫ですか。

初めて素顔を晒したという感じもしますけれども、私からは1点だけ、この答申案についてコメントをさせていただきたいと思えます。

この答申案で最も重要な点は、5ページの「論点」、それから6ページの「検討の結果」というところだと思います。

こちらを見てみますと、その論点に相当するものの結果というのは、大きく課税の在り方として両論併記するような形に、この答申案の一つの核になる内容が整理されていると思えます。両論併記するという点については、特に異論はないのですが、両論併記ということであればもう少し丁寧にそれぞれの案を示した方がよいかと思えて、具体的に言いますと、大きく分けて2つあると言いましたけれども、【案1】と【案2】のいずれかと、【案3】の両論併記になってくるわけですが、【案1】、【案2】は、課税の公平性の観点から優れているというところのみが強調されていますが、実は【案1】、【案2】は、その担税力に応じた課税ができるという公平性だけではなく、今回の政策目的との整合性も一定備えているという点を書いておかないといけないのではないかと思います。現状、どちらかという【案3】の方が、より政策目的と整合的であるというような書き方になっているのですが、【案1】、【案2】についても同じように、これまで課税されなかったものが追加的に課税される、要するに空き家の状態で放置していたら、追加で課税されますよと、そのことによって、居住の促進を図っていくというような政策目的が一定反映されていますので、そういった意味では、課税の公平性という観点以外にも政策目的を備えているというところは書いておかないと、その部分はない案なのかと勘違いされてしまうのではないかと思います。実は、資料の4-2の本論を拝見しますと、12ページに一応そのように書いてあります。①のところ、皆様資料すぐ出るか分からないですが、第2段落のところ、「この場合には、負担を求める理由との整合性が一定図れるとともに」と書いてあるのです。ですので、本論との整合性も取らないといけませんし、この概要版についても同じように、政策目的についても一定の整合性が図れるようになっているということをお示しいただかないと、正確に読み取っていただけないのではないかと思います。特に重要なポイントだと思いますので、コメントさせていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。
非常に貴重な御指摘をいただきました。
では続きまして、お願いいたします。

○委員

よろしく申し上げます。

4-2の資料を4-1までおまとめになったということで、事務局の努力に頭が下がるばかりなのですが、私が気になりましたのは、少し何とというか、視覚に訴えるという表現が正しいかどうか分からないのですが、4-2の資料には文字がたくさんあるので、できれば図で、見て分かるような記載にした方が、一般の市民の方に見ていただいたときに直感的に入ってくるかと思いました。確かに図にすることは難しいとは思いますが、例えば計算の方法のところとか、【論点1】、【論点2】というところに挿絵を入れるとイメージが付きやすいかと思えます。そして、さらに詳しくお知りになりたい方は4-2の方に深掘りしに行かれるのかと思えます。少し字が多いなというのが、ぱっと見た感じの印象です。

内容については今まで議論していたことをまとめていただいているので、非常に丁寧におまとめいただいたなと思って感謝しております。

以上です。

○委員長

ありがとうございます。

ただ今の御指摘は、事務局に対しては酷な依頼になるかもしれませんけれども、6ページを2ページくらいで図示するようなものにならないかというような、例えばそういった御趣旨かと思いましたが、それができるかどうかはともかく、一般市民の方が分かりやすいように、事務局に工夫をお願いすると、そういった御趣旨であると承っていました。

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

○委員長

それでは続きまして、お願いいたします。

○委員

ありがとうございます。

あまり税のことはよく分かりませんが、この間の議論の中でたくさんの資料を示していただいて、とても丁寧に資料を作っていただいてここまで来たと感じます。

初めは「セカンドハウス」というところからでしたので、随分趣旨が初めとは違うところへの着目になっていったことに、私は初め戸惑っていましたが、居住者を把握できないということの解消に、この税が寄与してくるという意味で、まちづくりにも寄与するという効果も得られると思い、大変期待をしてお

ります。

税の計算の仕方は難しく、私も、そんな方法があるのだなというぐらいしかなかなか理解できない、一般市民からすれば多分そういうことではないかなとは思いますが、1つの案に決めてしまうのではなく、私たちが議論したことが全部書いてあって示してあるということは、とても丁寧なパブリックコメントだと思っています。

今の時期にパブリックコメントを出すのは厳しいなという感想は思っていますが、よりよい税の収入に結びつくことを期待しています。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、続けて進めさせていただきます。

お願いいたします。

○委員

すみません、聞こえていますでしょうか。

皆様の意見を聞かせていただきましてそのとおりでと思うところがたくさんありました。

委員がおっしゃったように、基本的にはこの税制度は【案1】、【案2】なのか、それとも【案3】なのかというところがまず大きな分かれ道ということが一つ。それとさらっと書いてあるんですが、立地です。これは土地の価格をどのように反映させるかというところ、評価額なのか公示地価なのか、土地と家屋のデータがリンクされていないという技術的な問題があるということもペンディングになっています。さらには、負担が過重なものにならないようにと、では過重とはどの程度かというところもさらっと書かれているので、答申案としては議論したことが本当に丁寧にまとめられているのでこれでよいのですが、これを基に京都市が制度設計されるのは大変だろうと思います。

個々の論点については、委員がおっしゃったとおりで、特に【案1】、【案2】についても目的との整合性があるというところは、もう少し書き込んでおいてもよいかと思います。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

それでは引き続きまして、お願いいたします。

○委員

聞こえていますでしょうか。ありがとうございます。

資料についてはすごく見やすく今までのお話がまとまっていて、よいと思います。

少し気になった部分なのですが、「セカンドハウス」という言い方についてミスリードを起しやすいくという話を以前からしていたと思うのですが、この資料においても最初は「セカンドハウス」という名前から始まっています。対象にいくと居住目的以外のという説明があるのですが、最初に「セカンドハウ

ス」という文言が飛び込んでくるので、もう少し説明を最初の方にもってくるなど、先入観で別荘が対象のような印象になりにくいようにすると、もう少し見た方に分かりやすくなり、私も対象者だ、と認識する人も増えるのではないかと思います。

以上です。

○委員長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、お願いいたします。

○委員

私も皆様同様、これまでの議論が丁寧にまとめられていてよいと感じております。

ただ、委員もおっしゃいましたとおり、そのパブリックコメントに出すにしても「セカンドハウス」というロゴが分かりにくく、パブリックコメントに自分は対象ではないのではないかという認識を持たれる市民の方も結構出てくるのかと思いますので、副題を付けるなど、京都市民の方でも対象になるということが分かるような形で表示した方がよいのではないかと思います。

それから、本日も税込として重要な【案1】，【案2】，負担の求め方とあるのですが、やはり市民の方にとっては、負担を求めることによってどんな効果が得られたかというのが分からないと、協力したくても感情的に反発される方も出てくるのかと思いますので、最終的には資料に書かれておりますとおり、市民等に説明を丁寧にすることもありますし、政策をどこかの段階でチェックしていただいて、こんな効果がありましたとか、こういうことに気づいたのでまた新たな政策をつくりますとか、そういったことを市から市民に公表していただけると、よりよいと感じました。

以上になります。

○委員長

ありがとうございます。

では続きまして、お願いいたします。

○委員

よろしく申し上げます。

気になった点というところで意見を出したいのですが、まず、負担を求める対象という、資料4-2の10ページに記載されている部分なのですが、この内容でいいますと、居住の用に供する者のない住宅の所有者ということになると思うのですが、ここ結構一言でまとめられているので、もう少しここを具体的に例を挙げて説明をしてあげないと、例えば自分の持っている不動産がこの対象に入るのか入らないのかというところが、これだけでは見えづらいなというところが少し気になりました。

あと前も意見を出してはいたんですけど、課税の免除というところですが、おおよそ5つの項目がありまして、まあ我々不動産業界なので、特に4番というところが非常に気になるところでございます。賃貸または売却を予定している

者ということなんですけれども、税逃れ防止というところが一つの論点に挙げられています。それで、公平性の観点から一定の期間、1年を経過しても契約に至らなかった場合は免除しないという、この1年間待ってこの人なかったなという、この選定とか割り出しが非常に手間がかかるのではないかなというように思ったり、また、例えば貸そうと思っているというような論点の中で、なかなか入居者が見つからなくて貸せないとか、売ろうと思っているけれども、なかなか不動産市況が悪くて売れないとかいうような状況の中にも課税をどのようにかけていくのか、どのように免除されるのかというところが、曖昧かというところがありますので、この辺りをもう少し分かりやすくすべきで、これ絶対不動産屋に売ろうと思っているけど売れないというようなものに税金を取られるのかというような論点で、文句を言う人が出てくるのではないかと思いますので、ピンポイントですけれども、この辺りをもう少し明確にしていた方がよいのかと思います。

あと、税負担については、税の専門家ではないので、税額の算出などはその辺りに明るい人達に議論していただきたいと思っております。

それぐらいです。ありがとうございます。

○委員長

どうもありがとうございました。

続きまして、お願いいたします。

○委員

よろしく申し上げます。聞こえていますか。はい。

私は、住宅施策の観点からもう一度全体を見てみました。

空き家になっている住宅は今おっしゃったように、それなりの理由があって空き家になっているものというのが非常に多いので、その辺りをきちんと、税制を市民に理解してもらって、それが有効活用につながっていくというような施策が重要だと思います。

その点は既に、今後の税の活用というところにも触れていただいていますけれども、そういったところが非常に重要だと思います。

大きくは2つほど施策を考えなければいけないかなと思っておりますが、1点目は、望まず所有している空き家というのも結構多くて、そういう一般の方たちが売買したり賃貸したりって非常に難しいことなので、より個別に情報を提供したり、あるいは相談をきちんとしていくとか、そういったようなことが必要だろうというのがまず1点目。

それからもう1つが非常に難しいのですけれども、空き家が減ったからといって必ずしもそれが若年層の居住に提供されるかというところ、そういったニーズに合ったものでない場合の方が多いと思うので、その供給の在り方をきちんと考えなければ、空き家から市に有効な住宅供給に結びつけるその道筋をきちんと作っていかなければいけないということで、その辺りは少々補助金を出したってなかなか市場が動くというものではないと思います。どうやってその空き家がうまく京都に住みたいと思っている人たちに提供されるような流れを作れる

のかという、これは非常に大きな課題だと思うのですが、そういった住宅市場政策みたいなものをきちんと行っていかなければいけないのだろうと感じました。

その辺りの議論をきちんとしながら、市民に説明していくということが重要であるということが私の意見です。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

では続きまして、委員お願いします。

○委員

聞こえますでしょうか、よろしくをお願いします。

私からですけれども、まず京都市に質問というか、宿泊税のときにそうだったんですけれども、新税の使い道についても聞かれた場合、例えば市民の方等から聞かれた場合、どんな使い道を想定しているのかということをやはり準備というか、考えておられるかと思しますので、そこは後でお聞きできたらと思います。

それから、細かい点になりますけれども、資料の4-2の9ページなんですけれども、「ウ 特別の行政需要の対応」というところに書いていただいています2行目、行政需要が例えば道路や橋りょう、水道、下水等々書いてあるんですけれども、「ごみ収集」という言葉も入れることができないかということをお個人的には思っております。皆様注目度が高いことだと思いますので。それから、あとは下の方にまいりまして、同じページの「(3) 居住者のいない住宅に負担を求めることによる効果」というところで、2行目ですけれども、「住宅の購入を希望する者にとって、多様な住宅からの選択が可能となる」というところがあるんですけれども、こちらを「購入」だけではなく、「賃借」という言葉も入れていただけないかということをお考えております。

経験としまして、低賃料の物件については、結構ニーズがあると感じております。例えば若い世代であれば、傷んでいる建物等であってもDIYを自由にできるということであれば、十分ニーズがありますので、「賃借」という言葉も入れていただければどうかと考えております。

簡単ですが、以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

続きまして、お願いいたします。

○委員

先ほど、委員がおっしゃったことと私は同じことを思っていて、この新しい新税がどんな使い方をされるかということが見えてこなくて、何に使われるのだろうと思いました。

それから、この資料の4-1の資料がおそらくパブリックコメントの資料になると思うのですが、資料の4-2の15ページの表が、すごく分かりやす

いです。やはり金額が出てこない、イメージし難い、文章で書かれても分かりにくいので、できればこの4-2の15ページのこの表1、絵を一緒につけていただけた方が読みやすいかと思っています。

それから、私が一番最初にこの会合に出たときに思っていたのは、私は町家をたくさん売っているのですが、実は空き家をなくして「セカンドハウス」の方に町家を購入してもらっているのです。ですから、空き家をなくすことに「セカンドハウス」は貢献していると思っていまして、「セカンドハウス」に課税するということが、本来の趣旨でいうと何か違うのかと思っています。

一番気になるのが、3ページの「負担を求める理由」の【理由1】ですけども、先ほども委員がおっしゃった、京都市に居住を希望する人が住宅を購入できないことが、住民票のない家がたくさんあるから買えないというのは、私は全然的に外れている理由だと思っていまして、そのような理由で京都市の若い人が郊外に出ていくとは思いません。もっと他の理由があると思います。

特にコロナ禍において都心に住む必要がなくなってくる人がリモートワークの関係でたくさんいるので、この新税をつくるための政策目的、住宅が購入できないからこの税金をかけるということは、私に言わせると、的が全然合っていない理由なので、この理由はできればやめてほしいと私は思っています。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

続きまして、お願いいたします。

○委員

お疲れさまです。

今、委員から不動産業者としての立場としての意見は言っていたので、その辺りは僕も同じように思います。

また、他の委員の方からも出ていましたけれども、「セカンドハウス」という名称がミスリードを起こす可能性があるということを答申の中に盛り込んでいるにもかかわらず、表紙にいきなり「セカンドハウス」という表現が出てきているのは、違和感があると個人的には感じました。

それと、資料の3、「5 その他」のところに書かれている内容がこの答申案には出ていないのではないかと思います。私が見落としているのであれば申し訳ないのですが、4-1の概要版もそうですし、4-2に関しても、この「その他」の部分に関してはあまり触れられていないのではないのかと思います。特に「この新税による居住促進の効果が上がれば新税の税収が下がることになる」と、「目標を設定した上で時限立法として導入することも考えられるのではないか」ということが議論されているということについて、私は答申の中に入れておいた方がよいのではないかと思います。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

続きまして、お願いいたします。

○委員

聞こえますでしょうか。大丈夫でしょうか。

もうたくさんの方に意見を言っていただきましたが、私もこれまでの様々な方向性の、そしてまた多様な、そして豊富な議論をこのような形でまとめていただきまして、事務局の方の努力には本当に頭が下がる思いであります。

それを前提に、今後もパブリックコメントを行われる際には、おそらくこの資料4-1を基に資料を作られて、パブリックコメントにかけられるのだと思います。多くの議論を短くまとめていただいている、パブリックコメントですから、それほど長い資料を書くわけにはいかないと思いますが、かえってこれのみを読むと難しいという印象が逆に出てきてしまっているかという危惧がございます。

それで、現在の状況下で、私は今年の夏から様々な審議会において4つほどパブリックコメントにかけたんですけれども、いわゆる在宅勤務であるとか、あるいは自粛制限という中で、パブリックコメントの件数が上がることを期待しておったのですが、逆にこれまでのものと比べると、反応は悪い場合には一桁下がるぐらいのことになっておりまして、今回もできるだけ分かりやすい資料にまとめる、といいましても、この内容をなかなか難しいとは思いますが、内容の中でもし取捨選択できるのであれば取捨選択してでも、もう少し何というのでしょうか、詳しくを犠牲にしてでも分かりやすくするであるとか、あるいはどなたかもおっしゃっておられましたが、この本体の方、答申案の本体の方に何か参照を振って、そこを読んでもらったらというような組み合わせですとか、工夫していただけたらと思います。

最後に内容について2つほど触れさせていただきたいと思いますが、この税は空き家活用の政策と同時に進めているのだというところを、非常に分かりやすく書いていただいていると思いました。

それから、「その他」の中の第4番目、「今後の税の活用」について、いわゆる税の課税の目的ということですが、要は政策目的、政策目標等を実施するためには、このような普通税を使うというようなことですね。

それから、もう1つは税収を上げるためには、既存の税の超過負担をするというこの考え方は非常に分かりやすい整理で、こちら今回の税との関係がもう少し分かるような書き方をいただければなおよいと感じるところですが、内容については大変工夫していただいて、よい内容になっていると思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○委員長

ありがとうございました。

私からごく簡単に1, 2申し上げます。

1つは、今どなたか委員の方がおっしゃっていた、これパブリックコメントに出すのは4-1と4-2と両方というか、むしろ4-2が本体で、それで、4-2を理解していただくための便宜として4-1を準備したという、こう関

係になるという、こういうことでよろしいでしょうか。

○事務局

はい、そのとおりでございます。

○委員長

そういった意味で、確かに委員の何名かの方が御指摘されているように、4-2はページ数でいうと20ページを超えるぐらいになるので、それほど長いものは読めない、というようなことになるかもしれません、その辺りは少し工夫をする必要があるとは思いますが、ただ、そうはいってもやはりどのような筋道を通ってものを考えていったのかということを確認に示すということは、重要な意味があると思いますので、そういった点でパブリックコメントというのは、この4-2が本体であるということについて、御理解をお願いしたいというのが1点です。

あともう1点は、これは本当に私個人の意見で、もう言わずもがなということで、1点だけ申し上げますと、現在の答申案本冊部分の6ページから7ページの「検討に当たっての論点」というところで、ちょうど6ページの下から1行目、下から2行目に、「超過課税」という言い方と、「不均一課税」という言い方を使用していますけれども、税法の伝統的な使い方からすると、この辺りの表現の仕方というのは、もう少し整理をした方がよいという印象がありますので、この辺りをどういった形でより正確に整理をするかということ、事務局で御検討願えればというのが私の2つ目のコメントです。

そして、おそらく、ただ今委員の方から、例えばそのこの税収の使い道はどうするのだというようなことも含めて、いくつかの御質問等をいただきましたので、現時点で事務局からこれまでの委員の方々の御質問等に関してコメントできることがあればお願いしたいと思います。

○事務局

委員長から御指摘をいただきましたこと、簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、まさに税制度のテクニカルな点について御指摘を頂戴いたしました。

答申案6ページから7ページにかけましてというところでございます。

元々、課税自主権とは何であるかということについて、「法定外税」と「超過課税」を対比させて御説明をさせていただいたというのが、現在お手元で御覧をいただいております「課税自主権の活用の方法」ということでございますが、こちらは、「不均一課税」の手法は取り入れないという結論を言いたかったというところでございます。そういった意味でいいますと、「超過課税」と「不均一課税」をごっちゃにしたと、非常に平たい表現で申し訳ないのですが、明確にして表現をしてこなかったということについて、委員長の御指摘があったものと考えてございます。

元々「超過課税」といいますのは、標準税率よりも高い税率を適用することです。例えば、京都市もそうなのですが、多くの法人市民税の法人税割の「超過課税」というものについては、中小企業が標準税率、それと、「超過

課税」ということで適用する都市が多くございます。その中でそういったような「不均一課税」についても、「超過課税」として私どもこちらの答申案の中で表現をさせていただいたところから、ただ今の御指摘につながったのかと考えてございます。

いただきましたこの御指摘につきましては、委員長の御指摘を踏まえまして、「法定外税」と「不均一課税」とを対として検討したということを明確に整理したいと考えているところでございます。

それと、答申案本冊部分と概要版の表現につきまして、各委員の皆様方からもいくつか御意見を頂戴したところですが、限られた紙面の概要版とページ数を使った本冊で、よく照らし合わせてみると、ここが抜けているといったような御意見、御指摘も頂戴をし、一方で概要版につきましては、できるだけ分かりやすくということで文字を減らしたり、図を用いたりということで工夫をしたところではございますが、そこはもうひと工夫をして、表現をしたいと思っております。

3点目、税収の使途についてでございますが、今回答申案本冊の10ページにおいて、税以外の方法と組み合わせた対応の必要性ということを書かせていただいております。

今回御検討いただきましたような効果を発揮するためには、税と税以外の様々な取組について組み合わせて効果的に行っていくべきということについて書かせていただいたというところでございますので、その点についてこちらを御覧いただくか、概要版からこちらに飛ばすか、何らか工夫をして表現をしたいと考えてございます。

それと、委員から、宿泊税について使途をどのように考えていたのかということで御質問を頂戴したところでございますが、本市の宿泊税につきましては、法定外の目的税ということでございまして、目的税という言葉なんですけど、これもテクニカルなところなのですけれども、この目的税で挙げた税収については、一定使途を限定した中で使っていくという性質を持っていることから、宿泊税条例におきましては、「国際文化観光都市としての魅力を高め及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため」ということで、第1条に規定をさせていただいて、その範囲で予算に充てているというところでございます。

今回の新税につきまして、目的税であるか普通税であるかということにつきましては、御議論を行っていただいているところではございますけども、こちらについてどのようにしていくかということについては、制度設計の中でよく検討していきたいというところでございます。

簡単ではございましたが、以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。

それでは、一応一巡をして、しかも少しそれに関連する事務局からのお考えもお示しいただいたということもあって、さらにただ今の議論を踏まえてもう少しコメントしたいとか、さらに質問したいとか、そのような御意向のある委

員の方があれば、遠慮なく御発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

では、どうぞ。

○委員

よろしいですか。

まず、何人かの委員の方からも御意見がありましたように、この答申案のタイトルがやはり一番インパクトがありますので、「セカンドハウス」という文言は取って、一番伝えたいメッセージを表に出すようなタイトルをつけるべきであろうということは、おそらくもう誰も反対しないことではないかと思えます。

その上で、これも何人かの委員の皆様から御意見がありましたけれど、この概要版はできるだけ分かりやすくということについて、私から少しコメントさせていただくとするならば、確かにこの概要版は本編の主要な部分をかなり網羅的に整理していただいている、この議論にずっと参加してきた我々にとってはかなりなじみのある内容になっているのですけれど、初めて見る方にとってはなかなか難しい内容だと思います。ですので、私の意見は、その網羅性を重視するよりも、今回のパブリックコメントで市民の皆様から一番何を聞きたいかということがきちんと伝わるようにするということが一番大事だと思うのです。ですから、今回の検討の背景と、今回の目的と、主要な論点は何であったのか、そしてこの議論の結果どのようなことを提言したいのかという点だけがきちんと伝わればよいと思えます。

それぞれ既書いてあるのですが、例えば私、背景って今言いましたけれども、「検討の必要性」のところ、最初にこれまでの検討の経過や財政状況が書いてありますが、今回の税の目的はどちらかというと税収を確保しようというよりは、政策的な目的、空き家等々の問題をどう解決するか、そのために税制を活用するという話になっていると思うので、そのバックグラウンドの話で、税とか財政の話をもっと最初にしてしまうと、要するにお金がないからやるという感じで皆様入っていくと思うのです。議論の出発点は確かにそうであったのですが、今回の税の目的はそこにはないので、バックグラウンドを丁寧に説明することによって、入り口で誤解が生まれるという可能性もあると思うのです。丁寧な内容については本編できちんと書いていただいているので、概要版に関しては、今申し上げたように、パブリックコメントで市民の皆様ぜひ聞いてみたいということに絞り込んで、バックグラウンドを作って、目的を作って、主要な論点はここです、ここが議論になりましたということをお伝えして、結果我々としてはこういった案を現在出している、ということについてどう思われますかという、もうこれだけでよいと思うのです。

そういった整理をしていただければ、現在概要版は全6ページ、これをベースとしつつも、かなり分量的にも減らすことができますし、中には少しイラストを使ったりとか、視覚的にという御意見もあったと思うのですけれども、表にできるところは表にしたりすると、市民の皆様にも、今回のポイントは何で、

どういった意見が欲しいのかということがきちんと伝わるのではないかと思います。

その上で、内容について2点だけ申し上げます。先ほど税収の話があったと思うのですが、税収の使途は、確かに市民の皆様にとって強い関心事だと思います。

ただ、この委員会でも議論したと思うのですが、この税の税収というのは一般財源になるはずなのです。何か特定の目的のために使われるという議論にはなっていなかったと思うのです。ただし、一つ統一的な広い意味での使途、という意味では、京都市の持続可能なまちづくりに貢献できるようなお金の使い方を目指しましょうという、この1点については、一般財源とはいえそのような使い方をするのだということを議論したと思いますので、その辺りくらいは明記するということが大事かと思います。

ともかく、空き家活用のためにこのようなことに使いますというような目的税的な税収の使途の見せ方ではなく、実際そうではないので、今申し上げたような形で税収の使途について少し言及していただければどうかと思います。

それから、先ほど意見の中で、「その他」のところですが、税の政策効果が上がったから税収が減るといった委員のコメントがありましたが、これ自体は全くそのとおりで、逆にいえばある意味税収が減ることが望ましい税となっています。ですので、では何のために課税するのかといえば、これは税収というのが第一義的な目的ではない、副次的に税収は当然発生するわけですが、第一義的には税収目的ではないということです。税収は減るといいますが、ただ、事務局でまとめていただいたこの税の効果のようところが4ページにございまして、要するに空き家になっているところに人が住んでくれることによって、住民税が発生するということもあり、空き家になっていることで生まれている様々な社会的なコストが減ることになります。本来であれば行政がお金をかけて行わなければならないところが、そこに住んでもらうことによって減っていくという、そういった財政的な効果ももちろんあるのですが、そういう様々な効果を生み出してくれるのだという意味では、財政にも一定寄与するというようなことは、この効果の中で一応示されていると思うのですが、それがうまく伝わっていないかという気がしますので、少し表現の工夫はあったとしても、そういったことも効果の中で実は説明が入っているのではないかと思います。

すみません、長くなり申し訳ないのですが、あと1件だけ、私が最初にコメントしたことの補足のようなことになるのですが、やはり一番重要な論点というか、パブリックコメントを求めるときに大事なものは、「負担を求める理由」であると思います。ですので、先ほども重要な論点であると言ったんですけど、大きく分けて2つある案の中で、その目的との整合性ということについては、私は大差ないと思います。なぜ、【案3】の方がより目的と整合的といえるかと言われれば、おそらくいえないと思うのです。【案3】の方が居住が促進するとか、土地や建物の有効活用につながるとはいえないと思うので

す。ですので、ここにあまり大差はなく、むしろ【案1】，【案2】は、担税力に応じた課税ができますということに対して、【案3】というのは、この床面積を受益と見るかどうかいうところがあるのですけれど、受益に応じた負担を求めやすい。ですから、前者は垂直的な公平性、後者は水平的な公平性、受益に応じた課税がしやすいというのが【案3】であって、【案1】，【案2】は、担税力、負担能力に応じた課税ができるという、この点が大きな違いだと思うのです。ですから、政策目的との整合性というところに大差はないように思いますので、少しその整理の仕方に違和感があるとずっと思っていました。

以上です。

○委員長

ありがとうございます。

では、事務局からお願いします。

○事務局

委員から御指摘いただきました、また、他の委員からも関連する御指摘がございました。何かと申しますと、今回答申案を書かせていただいているタイトルが「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方について」というタイトルで表現をさせていただいております。これは、もちろん元々諮問をさせていただいた事項から引用させていただいているというところではございますが、前回その考え方について一定整理をしていただいているということを踏まえますと、逆にこのタイトルを残すことによって、ミスリードが起きてしまうといった御指摘を先ほど頂戴をしたところでございます。つきましては、このタイトルについて、以前の検討委員会の中で御指摘いただきましたように、元々この税につきましては「セカンドハウス」がミスリードであり、「非居住住宅」に対する負担の在り方を検討しているということでおまとめをいただきました。そのことを踏まえますと、「セカンドハウス」という表記を「非居住住宅」ということで直して表現をした方がよいのではないかということについて、私も事務局でということではなく、委員の皆様のご意見をいただけるのであれば、そのようにしてはどうかと考えている次第でございます。

○委員長

ありがとうございます。

おそらくただ今の事務局のおっしゃり方、非常に控え目に、やはり一番最初の市長からの諮問ですから、やはりこの文言は、なかなか事務局から積極的に変えましょうということは言いにくいというのは、もう重々承知の上で、あるいは委員の皆様方からのこれまでの御意見を拝聴していると、もうそれはある意味では当然に、といたしますか、この「セカンドハウス」という表現ではなく、もう端的に「非居住住宅」といった、様々な人がすぐ分かるような表現に変えて、答申案としてこれをパブリックコメントに供すると、そういった方向で進めたいと私は思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に異論があればおっしゃっていただければと思います。

○委員

それで結構だと思います。

○委員長

ありがとうございます。

では、そうさせていただくということで、この点については、相当明確になったと思いますし、この委員会で今まで議論してきたことの内容が、よりの確に市民の皆様理解をしてもらえる、そういったベースができたということが言えるかと思います。

あと、私は委員のおっしゃったことに関しては、特に一番最後におっしゃった、政策的な効果との関連でいうと、【案1】、【案2】VS【案3】ということは、この答申案で書いているほどの差はないということについては全く同感です。下手をすると、政策的な効果からすると、【案3】の方がリードしているかのように受け止められるということも、少しやり過ぎかというようなところがあって、その辺りは表現として工夫をされればよいかと思います。

まだ少し時間がありますので意見を頂戴したいと思いますが、本日頂戴した意見について、それをパブリックコメントに出す場合についての最終の文案については、恐縮ですけれども、私と事務局にお任せいただければ、少し調整させていただいた上でパブリックコメントに付し、そして、パブリックコメントの色々な御意見もさらに踏まえた上で、最終答申としてこの委員会でまとめると、そういう手順で進めさせていただきたいと思っているのですが、よろしいでしょうか。

では、そういった形で進めさせていただきたいと思います。

冒頭で申しましたように、緊急事態宣言の中で20時までに速やかに帰るように、ということになるかと思いますが、そうはいつでもせっかくの機会ですので、拝聴した意見以外にも何なりと結構ですので、お気づきの点を遠慮なくおっしゃっていただければありがたいと思います。

では、委員どうぞ。

○委員

パブリックコメントを出される際に、これ以上事務局への負担が増えるのはどうかと思ったのでコメントを控えていたのですが、【案3】のときに立地係数を乗じましょうという話があったと思ういます。田舎の方は固定資産税は発生していないのに、これだけ発生する、という話が前回あったと思うのですが、例えばマイナスの係数というのは考えられないのかということをお話としてお話ししたく、例えば山間部や少し田舎の方に行ったところでマイナスの係数を乗じることができるのであれば、過度な負担というところは調整できるのかと思っておりまして、発言させていただきました。

すみません、以上です。

パブリックコメントに盛り込んでほしいということではございません。

○委員長

ありがとうございます。

またそれは事務局で検討するというところで、引き取らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

他にございますか。委員どうぞ。

○委員

私も第1回から参加させていただいており、これは持続可能なまちづくりを支えるという観点での委員会です。私が参加していることについてもそういった意味で参加させていただいていると思うのです。

それで、この時期に課税するというのを市民にお出しするときに、やはり今すごく大変なタイミングです。その持続可能なまちづくりを実現するってどういった姿を実現したいのかということ、もう少しプラスのイメージで、使途でもあるのですが、どのような世界を実現するかという、そもそも空き家税で始まったのではなく、まちづくりを実現するための財源ということなので、どのようなまちを目指して、どういった暮らしができる、というような、そういった明るい目標のようなことを市民に先にお伝えしないと、また税金だけ取るのかという話になるので、本当にこの委員会は持続可能なまちづくりを支えるというとてもよい目的があるので、それが伝わるようなことが何か書かれていたらよいと思いました。

○委員長

ありがとうございます。

本当に税ありきではないというのは、全くおっしゃるとおりですので、そういった視点がうまく表現できればよいと考えています。

○委員

関連でよろしいでしょうか。

○委員長

どうぞ。

○委員

私も税の使途につきましては、課税をするときに、これは一般財源だとは言いつつも、全く示さないということは、こういったパブリックコメントの中ではかなり難しいことだとは思っています。当然この税のパブリックコメントを聞かれた、読まれた人は、当然これは何に使うんだというようなことは言われると思います。

ですから、この税が一般財源なのかそれとも目的税なのか、その辺りのところとは関係なく、同時にどういった政策を進めるのかということ、先ほど来出ております持続可能なまちづくりに資する税源というようなことで、あくまでも例示で結構かと思っておりますけれども、もう少し分かりやすいいくつかの例を示すことがパブリックコメントの中では必要なのではないかと思います。

○委員長

ありがとうございます。

あとございますか。もう遠慮なしに発言していただいても結構でございます。よろしいでしょうか。

ではいずれにしても、本日頂戴した御意見を十分踏まえて、先ほども申し上げましたように、事務局と私とでもう少し整理ができるものは整理をして、パブリックコメントに供すると、委員の皆様方に改めて確認させていただきたいのは、ただ今申し上げた形で整理し、パブリックコメントに供するという点について、御了解を頂戴したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

では、そのように進めさせていただきたいと思います。

何度も申し上げましたように、これまで委員の皆様方の熱心な御議論や、あるいは事務局で何回も整理をしながら、関係者の御尽力で、少しずつ、少しずつ方向性なりが固まりつつあると、そういう点で再度市民の方からの様々な御意見を頂戴した上で、この次は最終答申という格好で整理をしたいと考えております。そのように進めさせていただきたいと思います。

以上が一応、私なりの整理ということですので、あとは事務局でもし何かコメントがあれば頂戴したいと思いますし、その点も含めて事務局に進行をお返ししたいと思います。

では、どうぞお願いします。

○事務局

ありがとうございました。

本日の議論の後半では、この税の性質でしたり、この財源について、また使途について、一般財源という御発言を何人かの委員の方から頂戴をしたというところでございます。その点につきまして、私どもも委員の御指摘については十分理解をいたしておりますし、私どもも考えて、その点も踏まえて検討していきたいと考えているところでございます。

委員長がおまとめをいただきましたように、本日いただきました御意見をパブリックコメントでお示しをする答申案としてまとめてまいります。答申案への反映でありましたり、具体的な表記内容、又は分かりやすさの工夫につきましては、委員長にお諮りをさせていただきまして、事務局で整理をさせていただきたいと考えてございます。

答申案につきましては、その形ができました際に、委員の皆様方にお届けをさせていただきたい、このように考えているところでございます。

委員長、大変ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、活発な御議論をいただき、本当にありがとうございました。

内容も含めて、今後パブリックコメントの手続を進めてまいります。

パブリックコメントにつきましては、約1箇月間行います。2月から3月にかけてということになります。その結果を取りまとめた後に第5回の検討委員会を3月下旬に開催をさせていただきたいと、このような運びで考えているところでございます。

では、最後に本検討委員会の閉会に当たりまして、鈴木副市長から御挨拶を申し上げます。

○鈴木副市長

委員の皆様方，本日新年最初の会になります。また，非常に遅い時間からで恐縮でございましたが，非常に熱心に御議論いただきましてありがとうございます。

本日で第4回ということで，御覧のとおり比較的タイトなスケジュールでの御審議をお願いしてきたわけでございます。この中でも学識経験者の先生方の理論，それから，実務の専門家の皆様の御知見，また，市民の方の非常に市民実感に根差した御意見，それぞれのお立場から貴重な御示唆をいただいたと思っております。

本日の議論にもありましたように，そもそも何にこれを使うのかということ，素朴に考えればやはり気になる，という御指摘も多々ございました。それに絡めて目指すまちの姿を一定示していくべきではないかということで，大変そのとおりだなと思ってお聞きをしておったところでございます。

また，それに絡めて，この税をいただく理由であったり，その算出方法の案の1から3までの御議論も非常に深くいただいたわけなのですが，そういった中でも，本日の概要の4ページの上部にもございますけれども，持続可能なまちづくり，ここでの文脈は「負担を求めることによる効果」ということでお示しをしておりますけれども，ただ，これはおそらく，様々なこういったことを求めるのに最後のところがございます。税だけでなく，施策ミックスということも書いてございますので，こういったところをその理由のあまり短絡的にならないようにという御指摘も頂戴しておりますけれども，この書き方やお示しの仕方というものを，何のためにこの税をいただくのかということにも，市民の皆様に分かりやすくなるようなことを考えながら，我々これからパブリックコメントの案を委員長と御相談してまいりたいと思います。

いずれにしても，先ほども申しました非常にタイトなスケジュールの中で，何とかおかげさまで一つの節目を迎えつつあると大変感謝申し上げます。

このまま順調にいけば，今後パブリックコメントを実施して，その結果を踏まえてまた新たな案としてお示しが近くできるかと思っておりますけれども，引き続き御指導賜ればと思っております。

本日は遅い時間まで誠にありがとうございました。

○事務局

それでは，これもちまして第4回持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。